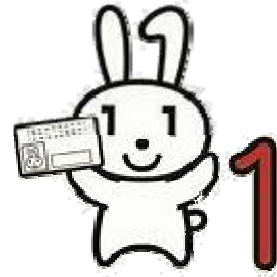


オンライン資格確認開始に伴い、 マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できるようになります



令和3年3月から利用開始 **注：健康保険証についても今まで通りご利用いただけます。**
※病院・薬局によって開始時期が異なります。利用できる病院・薬局については、厚生労働省のホームページで確認ください。

オンライン資格確認とは

病院・薬局では、受診する方が加入している医療保険の資格情報を確認する必要があります。この作業を「資格確認」と呼びます。

現状の「資格確認」の方法は、受診する方の健康保険証の提示により資格情報の取得を行っていますが、受診する方が資格を失効した健康保険証を提示した場合の対応についてなどの課題がありました。

こうした背景により、令和3年3月から開始されるのが、『オンライン資格確認』です。オンライン資格確認では全国民の資格履歴を一元的に管理し、受診する方のマイナンバーカードや健康保険証をもとに、オンライン上で加入している資格情報をすぐに確認できるようになります。

どんなことができるようになるの？

マイナンバーカード
で病院・薬局の受診が
できるようになります



受診する方が同意を
すれば、初めての医療機関等
でも、いままで使った
正確な薬の情報が医師等と
共有できます



限度額適用認定証
がなくても高額療養費制度に
おける限度額以上の支払いが
免除されます



※初めての医療機関等で薬の情報が共有できるようになるのは、令和3年10月開始予定です。

病院・薬局を受診する場合の注意点

令和3年3月以降、病院・薬局受診時は「健康保険証」もしくは「マイナンバーカード」の提示が必要となりますが、オンライン資格確認の実施有無により必要なものが異なります。下記を参照に受診してください。

※オンライン資格確認の実施有無は厚生労働省のホームページで確認できます。

【オンライン資格確認を実施している病院・薬局】

提示が必要なもの：「健康保険証等※1」もしくは「マイナンバーカード」



健康保険証

または



マイナンバーカード



【オンライン資格確認を実施していない病院・薬局】

提示が必要なもの：「健康保険証等※1」



健康保険証



マイナンバーカード



注意点：マイナンバーカードでは受診できません

★健康保険証の提示ができない場合は、全額（10割）負担となる場合があります。

※保険証を提示し、受診した場合通常3割（一部の方は2割）負担

※1：健康保険証等

「健康保険証」、「高齢受給者証」及び「限度額適用認定証」など当組合が発行した証類

その他

オンライン資格確認の詳細は、厚生労働省ホームページをご確認ください。

URL：<https://www.mhlw.go.jp/>

【 ホーム > テーマ別に探す > （政策分野別に探す）医療保険 > （政策情報）オンライン資格確認・マイナンバーカードの保険証利用について > マイナンバーカードの保険証利用についてお知らせします（被保険者向け） 】